



福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金の 申請手続きについて

1 対象世帯

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域外（平成 27 年 6 月 15 日時点）から応急仮設住宅等（注 1）に避難している世帯のうち、応急仮設住宅等の供与終了後も民間賃貸住宅等（注 2）で避難生活を継続することが必要な世帯（注 3）

※ 対象世帯の詳細については、補助金募集要領等を御確認ください。

（注 1）建設型仮設住宅、借上げ住宅（民間賃貸住宅、雇用促進住宅、UR 賃貸住宅等）、公営住宅等

（注 2）収入に応じた家賃設定をしている公営住宅以外の賃貸住宅

（雇用促進住宅、UR 賃貸住宅及び公社住宅も支援対象となります。）

（注 3）一定の事由により、最後に居住していた応急仮設住宅等からの転居も支援対象とします。

2 収入要件

月額所得が 21 万 4 千円以下の世帯

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38 \text{ 万円} \times \text{同居者数})}{12 \text{ ヶ月}} \leq 21 \text{ 万} 4 \text{ 千円}$$

※ 「世帯全員の年間所得の合計」は、市区町村長発行の平成 28 年度所得証明書（平成 27 年分所得）、平成 29 年度所得証明書（平成 28 年分所得）又は平成 30 年度所得証明書（平成 29 年分所得）を 19 歳以上（平成 28 年 10 月 1 日時点）の世帯全員（応急仮設住宅等の入居世帯の構成員及び別に生活する同一生計の家族）分取得し、各種控除後の所得金額を合算した金額とします。このとき、世帯全員、同じ年度の所得証明書を取得してください。

※ 母子避難などの二重生活世帯は、世帯全体の所得を 2 分の 1 として取り扱います。

3 補助額、補助率

※ 平成 27 年 12 月 25 日以降の住宅の賃貸借契約を対象とします。

※ 補助対象金額は、申請書を受理した月の家賃等から算定します。

（遡及による補助対象金額の算定については、平成 29 年 6 月 30 日で申請受付を終了しました。）

※ 福島県ふるさと住宅移転（引越し）補助金との併用はできません。

(1) 家賃、共益費及び駐車場代（以下、「家賃等」という。）

※ 住宅の賃貸借契約書に記載のものに限ります。

①平成 29 年 1 月分～平成 30 年 3 月分 → 家賃等の 2 分の 1（一月あたり最大 3 万円）

②平成 30 年 4 月分～平成 31 年 3 月分 → 家賃等の 3 分の 1（一月あたり最大 2 万円）

(2) 住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助 10 万円

4 申請書類と受付時期

補助金交付申請 → 補助金交付申請書（第 3 号様式）

平成 28 年 10 月 3 日より平成 31 年 3 月 10 日（当日消印有効）まで。

※ 申請書その他、添付書類が必要です。詳しくは、補助金募集要領等を御確認ください。

※ 契約書の写しは、約款を含め、一式を提出してください。

※ 平成 27 年分所得又は平成 28 年分所得をもとに補助金の交付申請を行った結果、申請世帯の月額所得が収入要件を満たさずに交付決定とならなかった場合でも、平成 29 年分所得による補助金の交付申請を 1 世帯当たり 1 回認めることとします。

5 申請受付窓口・申請手続き相談

福島県民賃等補助金事務センター 申請支援窓口（福島県生活拠点課）

（事務業務委託先：(株)トーネット）

場所 〒960-8043 福島県福島市中町 1-19 中町ビル 6 階

電話（通話料無料。受付時間 9 時から 17 時まで（土日祝休日、年末年始を除く。））

0800-800-0218、0800-800-0261、0800-800-0273

民間賃貸住宅等家賃補助のイメージ

